

令和5年度  
東京都アレルギー疾患対策検討委員会  
(第1回)  
会議録

令和5年8月8日  
東京都保健医療局

(午後 6時30分 開会)

○環境保健事業担当課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度東京都アレルギー疾患対策検討委員会(第1回)」を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、また遅い時間にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、司会を務めさせていただきます保健医療局健康安全部環境保健事業担当課長の金子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、注意事項がございます。本日の会議は、Web会議形式での開催となります。円滑に進められますよう努めてまいります。機器の不具合等により、映像が見えない、音声が届かない等ございましたら、その都度、事務局にお知らせください。

Web会議を行うに当たりまして、委員の皆様には3点お願いがございます。

まず1点目でございますが、ご発言の際には挙手ボタンを押していただき、議長からの指名を受けてからご発言をお願いいたします。

2点目でございますが、議事録作成のため速記が入っております。ご発言の際は、必ずお名前をおっしゃってから、なるべく大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

3点目は、議題に入りましたら、ご発言の際以外は、カメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、健康安全部長の藤井よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 保健医療局健康安全部長の藤井でございます。委員の皆様には、お忙しい中、また非常に暑い中、会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

令和4年3月に改定いたしました東京都アレルギー疾患対策推進計画を基に、専門的なアレルギー疾患対策を進めているところでございます。本日の委員会では、推進計画の進捗状況といたしまして、昨年度の取組状況や今年度の取組予定についてご審議をいただく予定です。また、今年度新たに取組んでおりますアレルギー疾患医療連携事業や本年度実施予定の拠点病院、専門病院の公募についてもご報告させていただく予定でございます。限られた時間ではございますが、アレルギー疾患対策の推進に向け、活発なご議論を賜りたいと存じます。今後とも東京都のアレルギー疾患対策へのご理解とより一層のご支援をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。資料は事前にメールと郵送でお送りしております。会議次第、委員等名簿、資料が1から4、参考資料が1から4をお配りいたしております。なお、参考資料1の東京都アレルギー疾患対策推進計画につきましては、昨年度冊子を郵送しております。お手元がない場合がございます場合は、東京都アレルギー情報naviでもご覧いただけますので、必要に応じてご参照いただきますようお願い申し上げます。また、参考資料2の本委員会の設置要綱で

ございますが、本年7月1日付で、福祉保健局が福祉局と保健医療局に再編成されたことに伴いまして、局名等の部分について改正いたしております。

資料の不足等ございましたら、チャット等で事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、委員のご紹介をさせていただきます。東京都アレルギー疾患対策検討委員会委員等名簿をご覧ください。なお、ご所属、役職につきましては省略させていただきますのでご了承ください。できましたらお名前をお呼びしたタイミングで、画面とマイクをオンにいただき、音声確認も兼ねて、一言ご発言いただければと思います。

まず岩田会長でございます。

○岩田会長 岩田でございます。本年もよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 続きまして、大田会長代理でございます。

○大田会長代理 大田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 石氏委員はまだ参加されていないようですかね。今井委員、大久保委員、新田委員もまだ参加されていないようです。

阪東委員でございます。

○阪東委員 阪東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 村山委員もまだ参加されていないようです。

吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 川上委員でございます。

○川上委員 川上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 末田委員でございます。

○末田委員 東京都歯科医師会の末田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 町田委員でございます。

○町田委員 東京都薬剤師会の町田と申します。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 町田委員につきましては、小野委員の後任として今回から参加となります。

続きまして、横山委員でございます。

○横山委員 こんにちは。東京都看護協会の横山でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 続きまして、大森委員でございます。

○大森委員 お疲れさまです。東京都栄養士会の大森です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 続きまして、高畑委員でございます。

○高畑委員 東京都食品衛生協会の高畑と申します。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 小浦委員でございます。

○小浦委員 小浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 武川委員でございます。

○武川委員 武川です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひします。

北村委員でございます。

○北村委員 江東区保健衛生主幹部長会の北村でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 前田委員でございます。

○前田委員 エネルギーの正しい理解をサポートするみんなの会、前田でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 山田委員でございます。

○山田委員 武蔵野市の山田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 この間参加された委員がおられますので、ご紹介いたします。

石氏委員でございます。

○石氏委員 慈恵医大皮膚科の石氏と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 続きまして、オブザーバーの紹介でございます。

布施委員でございます。

○布施オブザーバー 教育庁の地域教育支援部歯科保健担当課長の布施です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 滝川委員でございます。

○滝川オブザーバー 特別区の保健予防課長会からオブザーバー参加いたします滝川です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 舟木委員でございます。

○舟木オブザーバー 南多摩保健所の舟木です。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境保健事業担当課長 工藤委員でございます。

○工藤委員 瑞穂町健康課、工藤です。

○環境保健事業担当課長 よろしくお願ひいたします。

以上が委員、オブザーバーの紹介になります。後ほどご参加された方も含め、ご紹介したつもりでございますが、ご紹介できなかった委員の先生方、いらっしゃらないでしょうか。リストの中で、今井委員と大久保委員、村山委員が現在まだ参加されていないという状況でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局の紹介につきましては、一覧表にて代えさせていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、岩田会長にお願ひいたします。

岩田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩田会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして、本日の議題を進行させていただきます。

まず、情報公開についての確認です。議題に入ります前に、本委員会の情報公開に関する取扱いについて、委員の皆様を確認いたします。会議は原則公開とする。また、議事録を作成することとし、これも原則公開とする。

以上、2点、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○岩田会長 よろしいでしょうか。

では、異議なしとさせていただきます、早速議題に入ります。議題は三つございます。

一つ目の議題、東京都アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

東京都アレルギー疾患対策推進計画令和4年度取組状況及び令和5年度取組予定についてご説明させていただきます。本計画は、三つの柱、12の施策で構成しておりますが、順番にご説明させていただきたいと思っております。

まず、施策の柱Ⅰ、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進でございます。

施策1、患者・家族への自己管理のための情報提供等。担当部署は保健医療局でございます。なお、令和5年7月1日に福祉保健局が保健医療局及び福祉局に再編成されましたので、今回、資料の中では括弧書きで現在の担当部署をお示ししております。

それでは、施策の1の1、「東京都アレルギー情報navi.」による情報提供でございます。東京都アレルギー情報navi.は、保健医療局が開設しておりますホームページでございますが、令和4年度は疾患の基礎知識や花粉飛散状況、医療関係者向け情報など、アレルギーに関する情報を発信しております。今年度も同様に情報提供を行っていく予定でございます。

施策の1の2、妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信でございます。この事業は、妊婦及び乳幼児保護者の方に対しまして、アレルギー疾患に関する普及啓発を目的といたしまして、令和4年度から新たに取り組んだ事業でございます。昨年度は母子手帳の交付に合わせまして、啓発資材を配布いたしました。

啓発資材はシールでございますが、今、画面共有もいたします。シールのデザインが画面のとおりになっております。お花の中にQRコードがございますが、そのQRコードを読み取っていただきますと、東京都アレルギー情報navi.の中の乳幼児の保護者の方向けの情報にアクセスできるつくりになっております。お花の部分のところがシールになっておりますので、剥がしていただいて母子手帳に貼っていただくという想定で作成しております。その資料を区市町村に配布しております。今年度につきましても同様にシールを作成いたしまして配布する予定でございます。

続きまして、施策の1の3、アレルギー疾患に関する専門医等による講演会についてでございます。昨年度は、2月に動画配信形式で、ぜん息と食物アレルギーについてというテーマで開催いたしました。動画再生回数は4,154回でございます。今年度も同様に動画配信の形式で2月に開催する予定でございます。今年度は災害時に関するテーマで実施する予定でございます。

続きまして、施策1の4、区市町村が実施する普及啓発への支援、講演会等への専門

医等の派遣でございます。昨年度は講演会等の講師について相談があった場合に適宜講師の先生を紹介させていただいておりますが、今年度も引き続き同様に対応してまいります。二つ目の丸、医療保健政策区市町村包括補助事業による区市町村への支援につきましては、区市町村が実施するアレルギー関連の事業に対しまして補助をしているものでございます。令和4年度は、患者や家族を対象とした講演会等を実施している6区市に対して補助を行っております。今年度も6区市に補助を行う予定でございます。

続きまして2ページ、施策1の5でございます。デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内につきまして、昨年度、「保育施設等向け緊急時対応ガイドンス（β版）」を開発いたしまして、「東京都アレルギー情報n a v i .」に実装しております。皆様にも公開した際にはお知らせさせていただきましたが、本日も画面でご紹介させていただきたいと思っております。こちらがトップページになりますが、緑のボタンをクリックしていただきますとガイドンスの中に入っていきます。緊急性の高いアレルギー症状の部分をクリックしていただきますと、症状が一つでも当てはまる場合のボタンがございます。こちらをクリックしていただきますと、エピペンの使い方を動画でお示ししております。また、心肺蘇生が必要な場合についてはアニメーションの動画でご案内をするというものでございます。本日、パソコンでお示していますが、携帯、スマートフォンからアクセスしていただきますと、119番発信もすぐできるような仕組みとなっております。

現在、β版を東京都アレルギー情報n a v i . で公開しておりますが、そちらについて意見を募集しております。今年はその意見も踏まえながら改良をしていきたいと思っております。また今年度は患者家族向けの緊急時対応ガイドンスを開発する予定でございます。そちらにつきましても年度末にはなるかと思っておりますが、ご案内させていただきます。

続きまして、施策1の6、アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開でございます。こちらは、昨年度から新たに取り組んでいる事業となります。毎年2月を「東京都アレルギー疾患対策推進強化月間」といたしまして、集中的に広報を展開いたしました。広報の一つ目は、キーワード連動型公告の実施でございます。こちらは、G o o g l eやY a h o oでアレルギーに関するキーワードを検索した場合に、東京都アレルギー情報n a v i . に誘導する広告が表示されるもので、令和5年2月の1か月間実施しております。広告の総クリック数は5万3,415回でございます。それに伴い、東京都アレルギー情報n a v i . アクセス数も増加している状況でございます。

また、区市町村や関連団体に対しまして、協働の働きかけを行い、2区5市1団体にご協力いただいております。協働の働きかけですが、具体的には、アレルギー情報n a v i . に各自治体のイベントを掲載させていただいたり、各自治体の区報などで月間についてお知らせいただきました。

また、2月の強化月間に合わせまして、「都民アレルギー講演会」を開催しております。今年度につきましても、同様の内容で集中的な広報を実施していく予定でございます。

す。

続きまして3ページ、施策の2、大気環境の改善でございます。担当部署は環境局です。

施策2の1、大気汚染物質の排出削減に向け、指導、審査、立入検査を実施するとともに自主的な取組の促進についてでございます。令和4年度は、ばい煙発生施設などからの届出、立入指導を実施しております。実績は資料のとおりでございます。また、Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業といたしまして、サポーター登録制度、Instagramフォトコンテスト、SNS等を活用した身近な大気環境改善対策紹介を実施しております。

また、低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度、VOC対策アドバイザーの派遣やVOC対策セミナーを開催しております。今年度も引き続き同様の事業を行う予定でございます。

続きまして4ページ、施策2の2です。ZEVを含む低公害・低燃費車の導入に対する助成、ディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策でございます。ディーゼル車の規制、自動車環境管理計画書・実績の報告、低公害・低燃費車導入補助を実施しております。実績は資料のとおりでございます。今年度につきましても同様に実施する予定でございます。

続きまして施策2の3、大気汚染物質の常時測定・監視、公表でございます。令和4年度は、大気環境の常時監視、測定データを都のホームページ等で公表しております。こちらにつきましても、今年度同様に実施する予定でございます。

続いて5ページ、施策の3、花粉症対策の推進です。担当部署は、産業労働局、環境局、保健医療局でございます。

施策3の1、スギ・ヒノキ林の伐採、花粉の少ないスギへの植え替え、伐採木材の利用促進でございます。令和4年度は、森林循環促進事業において、スギ・ヒノキ林を42ha伐採しております。今年度も同様に伐採を実施する予定でございます。

施策3の2、針葉樹と広葉樹の混交林化による花粉飛散の削減でございます。令和4年度は、多摩の森林再生事業といたしまして、間伐を480ha、水の浸透を高める枝打ち事業として、枝打ちを96ha実施しております。今年度も同様に行っていく予定でございます。

施策3の3、花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供でございます。令和4年度はスギ・ヒノキ等の飛散花粉状況の定点観測を実施しており、飛散開始時期などに関する報道発表、ホームページなどによる情報提供、また「花粉症一口メモ」のパンフレットの配布を行いました。今年度も同様に行っていく予定でございます。

続きまして6ページでございます。施策の4、アレルギー表示など食品に関する対策、担当部署は保健医療局でございます。

施策4の1、食品の製造・販売事業者等の監視指導によるアレルギー表示の適正化、講習会等による普及啓発でございます。令和4年度の取組状況といたしましては、食品

表示法に基づく監視指導を食品製造業者、食品流通業者、食品販売業者等に対しまして、延べ18万3,232件実施しております。また、適正表示推進者育成講習会をWeb配信形式で実施しまして、食品の適正表示推進者が新たに220名登録となっております。また、適正表示推進者フォローアップ講習会をWeb配信形式で開催いたしまして、384人が受講しております。今年度同様に実施する予定でございまして、適正表示推進者育成講習会は1月及び2月に、フォローアップ講習会を12月に開催する予定でございます。

施策4の2、製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止のための食品製造業に対する監視指導、アレルゲン検査でございます。令和4年度は、製造・調理施設の監視指導を食品製造業、給食施設、飲食店に対しまして、延べ1万8,222件実施しております。また、食品アレルゲン検査では、食品製造業、給食施設に対して、乳、卵、小麦、そばのアレルゲン検査を40検体実施しております。今年度も引き続き監視指導、検査を実施していく予定でございます。

続きまして、施策4の3、アレルゲン表示違反による自主回収情報の提供でございます。令和4年度は、食品表示法に基づく自主回収の届出が65件でございまして、届出された情報について、国と連携いたしまして、情報提供を行いました。今年度につきましても引き続き実施をしていく予定でございます。

続きまして、施策4の4、飲食店等における利用者へのアレルゲンに関する適切な情報提供の支援でございます。飲食店向け食物アレルギー講習会につきまして、令和4年度はWeb配信形式で開催し、387名が受講しております。また、食品営業者向けの資料、「食物アレルギー対策に取り組みましょう」につきましては、講習会等で飲食店事業者等に周知、配布しております。今年度につきましては、飲食店向け食物アレルギー講習会をWeb配信形式で11月に実施予定となっております。また、食品業者向け資料につきましては、改訂及び周知を行う予定でございます。

続きまして、7ページでございます。施策の5、生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等でございます。担当部署は、保健医療局でございます。

施策5の1、生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発としまして、「東京都アレルギー情報navi.」内でダニ、カビなどの室内環境対策や「赤ちゃんのための室内環境」というリーフレットを、新生児を迎える家庭向けに区市町村を通じて配布しております。また、再掲となりますが、「花粉症一口メモ」についても配布しております。こちらにつきましては今年度も同様に取り組む予定でございます。

また、四つ目の丸でございますが、保健医療局が開設しております健康づくりを支援するポータルサイト「とうきょう健康ステーション」を活用しまして、禁煙治療を行う医療機関情報や受動喫煙防止に関する法・条例の掲載等を行っております。また、「健康増進法」、「東京都受動喫煙防止条例」及び「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に関する普及啓発といたしまして、ポスターやリーフレット、動画等による普及啓



発を実施しております。また、禁煙教育副教材、禁煙啓発リーフレット、COPD対策の普及啓発、受動喫煙対策施設管理者向けのハンドブックの改訂等を実施いたしました。禁煙・受動喫煙に関する対策につきましては、今年度も昨年度同様の事業を実施する予定でございます。

8ページ、施策5の2でございます。アレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供等でございます。昨年度、都が発行しております「健康・快適居住環境の指針」を活用いたしまして、東京都の保健所で小規模プール講習会を実施しております。また、化学物質健康問題講習会をWeb配信方式で開催しまして、現在も配信中でございます。講習会等の事業につきましては、今年度も同様に実施する予定でございます。また、「健康・快適居住環境の指針」の分冊版を都の保健所や都民情報ルーム等を通じて配布しておりますが、そちらにつきましても引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、9ページここから施策の柱Ⅱといたしまして、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備でございます。

まず施策の6、医療従事者の資質向上でございます。担当部署は、保健医療局、東京消防庁でございます。

施策の6の1、医師、歯科医師向け研修等の実施による専門的な知識の普及と技能の向上についてです。一つ目、「医療従事者向け研修会」を東京都医師会に委託して実施しておりますが、令和4年度は1月21日にWeb配信形式で実施しました。当日のオンライン参加者が32名、アーカイブの視聴者は106名という参加状況でございます。今年度も東京都医師会に委託をして実施する予定でございます。

二つ目が、「アレルギー疾患治療専門家研修」でございます。医師向けを2回、看護師と医療従事者向けを2回、計4回、Web形式で実施いたしました。医師向けは国立成育医療研究センターと東京慈恵会医科大学附属病院に実施をしていただいております。なお、令和4年度から医師向け研修の対象に歯科医師を追加いたしましたので、今回、初めて歯科の先生方にも多数ご参加いただいております。また、看護師等医療従事者向けは、都立小児総合医療センター及び東京医科歯科大学病院で実施しております。今年度につきましては、医師向けが1回、看護師等医療従事者向けを2回開催する予定でございます。なお、一般型の拠点病院でございました東京医科歯科大学病院につきましては、拠点病院の指定取下げの申し出をいただきましたので、令和5年6月に拠点病院の指定の取り消しとなっております。ですので、今年度の医師向け研修は都立小児総合医療センターで1回の開催となっております。

続きまして、施策の6の2、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師、歯科医師の育成でございます。都立病院におきましては、「東京医師アカデミー」としまして、後期臨床研修医の小児科コース等において、関連するアレルギー疾患についての研修を実施しておりますが、今年度も引き続き実施をしております。

続きまして10ページ、施策6の3、薬剤師、看護師、栄養士等に対する研修の実施でございます。令和4年度は「相談実務研修」をWeb配信形式で実施しました。子供

に関する研修を3回、成人に関する研修を2回、計5回実施しております。また、施策6の1の再掲となりますが、アレルギー疾患治療専門研修につきましても、医療従事者の方を対象とした研修となっておりますので記載させていただいております。今年度につきましても、テーマは変わりますが、同様の形で開催する予定でございます。

続きまして11ページ、施策6の4、救急隊員に対する、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育でございます。「救急訓練指針」に基づく訓練といたしまして、エピペン投与対応訓練や救急巡回指導を実施しております。今年度も同様に実施する予定でございます。

施策6の5、医療従事者に対するアレルギー疾患医療に関する最新の知見等の情報提供でございます。こちらは「東京都アレルギー情報n a v i .」内に医療関係者向け情報のページを設けておりまして、そちらで情報提供しているものですが、今年度引き続き実施してまいります。

続きまして、施策の7、医療提供体制の整備でございます。担当部署は保健医療局でございます。

まず、施策の7の1、幅広い診療領域に対応可能な拠点病院・専門病院の指定、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークの強化につきまして、令和4年度はアレルギー疾患医療拠点病院等連絡会を2回開催いたしました。今年度も同様に2回開催する予定でございます。また、今年度は拠点病院、専門病院の公募を行う予定でございます。こちらにつきましては、議題の3で別途ご説明させていただきたいと思っております。

施策の7の2、拠点病院・専門病院と地域の医療機関が円滑に連携できる体制の構築でございます。昨年度は医療連携の具体化に向けた検討を実施いたしました。今年度は昨年度の検討結果を踏まえ、医療連携事業の先行実施をしております。こちらにつきましては、議題の2で別途ご説明させていただきます。

続きまして12ページ、施策8、医療機関に関する情報の提供でございます。担当部署は保健医療局でございます。

施策の8の1、アレルギー疾患診療を実施する医療機関の所在地や診療時間等の情報提供でございます。こちらにつきましては、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」で医療機関案内やホームページによる情報の提供を実施しております。こちらにつきましても引き続き今年度実施いたします。

また、施策の8の2、専門的な医療機関に関する情報提供でございます。こちらにつきましては「東京都アレルギー情報n a v i .」の中で拠点病院等の診療実績の情報を掲載しているものがございます。こちらにつきましても今年度引き続き実施してまいります。

続きまして13ページ、ここからは施策の柱Ⅲ、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりでございます。

まず、施策の9、多様な相談に対応できる体制の充実でございます。担当部署は保健

医療局でございます。

施策の9の1、患者やその家族の支援に携わる関係機関等に対する、相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施でございます。施策6の3の再掲となりますが、相談実務研修の開催のほか、都保健所アレルギー対策事業といたしまして、講習会等の開催を計4つの保健所で開催いたしました。今年度につきましては、東京都保健所のアレルギー対策事業は6保健所で実施を予定しております。

続きまして14ページ、施策9の2でございます。保健所等における、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善に関する相談への対応でございます。東京都の保健所等で、各種アレルギー、室内のアレルゲン対策等についての相談や関係機関等への助言を行っております。また、ホームページや講習会等を活用して、アレルギー関連の情報を普及啓発しております。今年度も引き続き実施する予定でございます。

施策9の3、保健所や区市町村の保健師・栄養士等の職員等に対する技術的助言でございます。こちらは、研修資材や普及啓発資料等を用いた技術的助言を行っております。今年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、施策9の4、区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援でございます。患者や家族向けの個別相談を実施する区市町村に対しまして補助を行っておりますが、令和4年度は3区市に補助を行っております。今年度につきましても同じく3区市に補助を行う予定でございます。

続きまして、施策9の5、国が実施しているアレルギー相談事業や患者家族会とも連携した多様な相談への対応でございます。「東京都アレルギー情報n a v i .」の中で、国のアレルギー相談事業へのリンクを掲載しております。また、講習会等におきまして、患者団体様にもご協力いただいておりますので、今年度も引き続き取り組む予定です。

続きまして、15ページ、施策の10、社会福祉施設や学校等の職員に対する、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時対応のための研修の実施でございます。昨年度、「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」を学童保育施設対象と保育施設対象の二つに分けて2回実施しております。この研修はエビペン実技等も含まれますので、会場での開催としております。また、施設内研修を促進するための研修用資材の貸出しや、「東京都アレルギー情報n a v i .」に教材の掲載を行っておりますが、そちらにつきまして、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、施策の10の2、デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内でございます。こちらは、先ほど施策1の5の再掲となりますので割愛させていただきます。

続きまして16ページ、施策10の3、学校の教職員に対する、アレルギー対応に関する知識の習得のための研修の実施でございます。令和4年度は新規採用の養護栄養教諭及び幼稚園教諭を対象に各1回ずつ研修を実施しております。また、養護・担任教諭・管理職向けの研修や学校栄養職員等を対象とした研修を動画配信で実施しており、今年度も同様の方法で実施する予定でございます。

施策の10の4、心肺蘇生法及びAEDの使用方法についての、応急救護訓練及び救命講習等の実施でございます。都民等を対象とした救命講習を例年実施しておりますが、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして17ページ、施策の11、事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進でございます。担当部署は、保健医療局・福祉局、教育庁、生活文化スポーツ局でございます。

施策11の1、「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた、各学校における事故予防と緊急対応に関する体制づくりの推進でございますが、新規採用の養護教諭及び栄養教諭を対象とした研修の実施や関連資料の配布、講演会等の周知を実施しておりまして、今年度も同様に実施する予定でございます。

続いて、施策11の2、社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備の支援でございます。昨年度は「アレルギー対応体制強化研修」といたしまして、行政職員向けの研修を会場とWebのハイブリッド形式で2回実施しております。また、社会福祉施設等の管理者向けの研修をWeb配信形式で1回実施しております。今年度も同様の形で実施をしていく予定でございます。その他、施設向けのガイドブックなどを「アレルギー情報navi.」に掲載するなどしておりますが、こちらにつきましても引き続き今年度も実施していく予定でございます。

続きまして、18ページ、施策11の3でございます。社会福祉施設や学校等と医療機関などとの連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援でございます。東京都保育サービス推進事業、保育サービス推進事業、保育力強化事業におきまして、特別保育事業等推進加算を実施しております。この加算は、医師の指示に基づいて、除去食・代替食の提供を実施している保育所に対しまして補助を行うものでございますが、今年度につきましても引き続き補助を行っていく予定でございます。

次、19ページ、施策の12、災害時に備えた体制整備。担当部署は保健医療局・福祉局でございます。

施策12の1、都民や関係機関職員に対する、平常時から災害への備えや災害発生時における対応についての普及啓発でございます。昨年度、都民アレルギー講演会や研修の機会を活用いたしまして、災害関連の情報提供を実施いたしました。また、施策6の1で実施しているアレルギー疾患治療専門研修において、都立小児総合医療センターで、災害に関するアレルギー疾患、災害についてのテーマを取り上げました。また、対応体制強化研修の（行政職員向け研修）におきましては、避難所設営を想定したアレルギー疾患対策に関する講義を実施しております。また、通年を通しまして施設向けガイドブックや「アレルギー情報navi.」で災害に関する情報を掲載しております。今年度は、2月に開催する予定の都民アレルギー講演会で災害に関するテーマを取り上げていく予定でございます。その他の取組は、引き続き同様に今年度も実施する予定でございます。

続きまして、施策12の2、避難所運営に関わる方に対する、避難所におけるアレルギー

ギー対応に関する準備等への支援でございます。避難所管理運営の指針をホームページで周知しておりますが、今年度も引き続き実施していく予定でございます。

続きまして、20ページ、施策12の3、アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄でございます。今年度はアレルギーに配慮した災害救助用食料の購入・備蓄を実施しました。今年度も引き続き購入及び備蓄を進めていく予定でございます。また、災害発生後の最初の3日分は区市町村での備蓄を基本としておりますが、以後4日分を都がランニングストック方式で備蓄することとしておりますので、そちらにつきましても引き続き今年度実施をしていく予定でございます。

以上、長くなって申し訳ございませんが、資料1の説明は以上でございます。続いて、資料2をご説明させていただきます。各部会の開催状況についてでございます。

アレルギー疾患対策検討部会は、本委員会の下部会として、主に普及啓発や人材育成、調査研究などの検討を行っている部会でございます。昨年度は4回実施しております。

議題としては、都民アレルギー講演会や研修等の事業に関すること、また、令和6年度実施予定の3歳児調査、施設調査の項目につきまして検討を行っております。また、東京都アレルギー情報n a v i . の医学的な監修として、「成人のぜん息」と「アレルギー性鼻炎・花粉症」の監修を行い、ホームページを修正しております。今年度も、4回実施する予定となっております。引き続き同じような議題ではございますが、アレルギー情報n a v i . の監修につきましては、今年度は「アトピー性皮膚炎」を監修する予定でございます。

次に、アレルギー疾患医療拠点病院等検討部会でございます。こちらも本委員会の下部会として設置しておりまして、主にアレルギー疾患医療拠点病院等の選定基準などに関すること、また、都のアレルギー疾患医療提供体制に関することを検討している部会でございます。

昨年度は1回実施いたしまして、拠点病院等の診療実績などについて、また、アレルギー疾患医療の具体化に向けた検討についてご議論いただいております。資料1でも触れましたが、今年度は拠点病院、専門病院の公募を行う予定でございますので、2回開催する予定でございます。

一番下の段、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会についてでございます。こちらの連絡会は本委員会の下部会ではございませんが、拠点病院、専門病院の代表者の方が一堂に会しまして、情報提供、情報共有などを行うことで、医療機関同士のネットワーク強化を図る目的として年2回実施しているものでございます。

昨年度2回実施し、議題は、アレルギー疾患治療専門研修や医療連携の具体化に向けた検討について、アレルギー情報n a v i . について、ご報告させていただきまして、その他医療機関同士の情報交換等を実施しております。今年度も2回開催する予定でございます。

資料2の説明は以上でございます。

議題1の説明は以上でございます。

○岩田会長 たくさんの量のご説明をありがとうございました。

ただいまの説明を受けまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 ありがとうございます。前田です。

資料の15ページになるんですけれども、施策10の1ですね。こちら、施設職員に対する研修ということなんですけれども、最近、東京都内でも放課後事業者が夏休み中に昼食提供をする学校が増えています。学校がやるわけではなくて、放課後事業を扱う部署がやっているんだと思うんですけれども、自治体によってやり方は様々ですし、事業者も様々ということで、実態、今どういうふうになっているか私もよく分からないんですけれども、アレルギー表示の、中食になるのであればアレルギー表示にルールはありませんし、実際、職員の方々も、夏休みとなると委託の事業者の方の中で毎日入れ替わりが激しいような現場ではないかと思えます。

そういった中で、子供への昼食提供、仕出し弁当等が提供されるときに、初発のアナフィラキシーとかに対応できる研修などが行われているかどうかということも分からなくて、万が一の事故があるのではないかなというふうに懸念しております。こういったところにも手厚い研修があったらいいと思ひまして、発言させていただきました。

実際に事業者の方から、夏休みは忙しいけれども長期の休み以外の平日の午前中だったら、全職員に研修を受けさせたいぐらいだと、そういうような企画をしてくれないだろうかという声を複数の方からいただいておりますので、ぜひ東京都のほうで皆さんが受けられるような研修を企画していただけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。貴重なご質問と思いますが、このことについては事務局、ご説明いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 前田委員、ご意見ありがとうございます。我々としても、研修の時期であるとかについては、極力皆さんがお受けできるような形で、今後も考えていきたいなと思っております。また、今回、先ほどご説明いたしましたが、アナフィラキシーの緊急時対応につきましては、施設向けのこれまでPDFのパフレットがあったわけですが、今回、デジタルで分かりやすく見られるような資料もデータというか動画でも見られるものを作っておりますので、これをぜひ、事前に皆さんに確認していただけて活用いただければと思ひますので、研修のその手法も含めて、このデジタルガイドも今後、お子さんを預かるような施設に広く周知できればというふうに考えております。ご意見どうもありがとうございました。

○岩田会長 ありがとうございます。ここの施策10の1の研修の対象に、学童保育施設というのはもちろんあるわけですが、この辺りの実際、東京都における放課後等、いろんな名称があると思ひますが、かなり施設としては増加しているのではないかというご指摘もあったかと思ひます。そうしますと、どれぐらいの率で、施設そのものが受講し

ているのかということもいずれ検討しなきゃいけないのかなとは思いました。

ほかにご意見等、いかがでしょうか。

大田委員どうぞ。

○大田会長代理 すみません。5ページなんですけれども、施策の3の花粉症対策の推進。大変な事業が始まっているんだということを認識しておりますけれども、伐採面積等から考えて、そのゴールとして、どのぐらいを置き換えるということで、実際にそれが効果に結びつくかということも教えていただきたいんですが。

もう一つは、この事業自体はある程度モデル地区というような形でエリアを決めて行って、その結果を評価したとかそういうふうな方策がベースにあるのかどうか、あるいは人がとにかくずっと置き換えていこうという形で実行されているのか。

もう一つは、伐採した後のところで、どうしても大量の雨が降る昨今ですから、地滑りとかそういういわゆる副作用というふうなものが実際に起こらないで済むような形でこれが実行されるのかどうか、その辺りをちょっと詳しく知りたいので教えてください。

○岩田会長 いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 実際には、この資料の中の1、2の部分のご質問だと思いますけれども、これにつきまして、伐採については産業労働局という部署がございまして、あと枝打ちについては環境局という部署が行っている事業でございます。私の聞いている範囲でございまして、伐採については、特段この地域というような形でやっているわけではなくて、広く伐採をしてというふう聞いております。目標が80ヘクタール、毎年というふうになってはいますが、木材の使用の普及、そういう部分も含めて対応をしている中で、なかなか非常に難しいという。もちろん伐採した後の対策も含めてやっていく中で非常に難しいという状況になっているとは聞いておりますが、モデル地域ということではなくて、実際多摩地域という中で、全体として目標が年間80で間伐が625というのが目標で、それに対してどれだけ地域でできるかということになっているというふう聞いております。随分先になるというふう聞いております。

○大田会長代理 飛散の花粉量はそのときの気候も左右するわけですがけれども、そういった何らかのこの伐採による効果を聞かれた場合の効果のモニタリングとかですね、そういった部分も重要になってくるのかなと思うんですけど、その辺りも当然含まれているんでしょうか。

○環境保健事業担当課長 モニタリングにつきましては、こちらにも記載してございますが、スギ・ヒノキ花粉の定点観測を毎年1月から5月まで行っております。これにつきまして、もちろん飛んでくるのが東京都だけではないですし、今、大田委員のおっしゃったように、季節によって、時期によって、前の夏の気象によって随分大きく変わるといことで、この4月、5月は随分飛びましたけれども、全体としては残念ながら、木の成長の問題もあり、今のところトレンドとしてはまだ上昇傾向にあるかなという状況でございます。この先、木の成長と伐採等が東京だけじゃなくて神奈川とか静岡とかそういうところも進んでいけば、減っていくことになるんじゃないかというのが、目標と

なっております。

○大田会長代理 それは花粉自体も違う花粉ができるすぎなんですか。花粉が少ないと単純に表現されていますけども、遺伝的なベースが変わったものが、今度置き換わって、いわゆる抗原性、アレルギー性の少ない花粉を持った木ということで、解釈しておいてよろしいでしょうか。そういった方向の研究もあるようですから。

○環境保健事業担当課長 研究といたしましては、花粉の少ない無花粉すぎというようなスギに植え替えるであるとかいうことをやっておりますけども、それ以外にも実際に薬剤散布によって花粉が飛散しないという状況になるという研究も行われております。実際に東京都の場合は花粉飛散、花粉の生産が少なくなる無花粉スギと呼ばれるものに植え替えるような方向で、伐採して植え替えるというような事業を今、行っております。

○大田会長代理 ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。複数の部局の協働というのはかなり大事な分野かなと思ってお聞きいたしました。

それ以外、ご意見等ございますでしょうか。

今井委員お願いいたします。

○今井委員 まず、4月か5月に岸田首相がスギ花粉症に関して、政府としての対策というニュースがありましたけども、この件に関して何か国のほうから東京都に対してアプローチや問合せ等というのはありますのでしょうか。

○環境保健事業担当課長 我々も毎年、環境省、厚労省とは、毎年情報交換等行っております。手前みそではないですが、東京都は、花粉の飛散数の測定とか、そういうのは非常に適切にほかの県と比べて多くやっておりますので、花粉の飛散の測定等について東京都から逆に国のほうに同時測定みたいな、自動測定みたいなのをやっていただきたいというお話は申し上げているところで、この飛散の関係については、国のほうからは情報交換をしているという程度でございますので、また、別途、診療に関する対応として、7月に舌下免疫療法等について、都民の方、住民の方に情報提供するよというようなお知らせはいただいております、我々としては、アレルギー情報navi.等でお知らせしているところでございます。

以上です。

○今井委員 ありがとうございます。

施策の4のアレルギー表示など食品に対する対策なんですけども、東京都はかなりほかの都道府県に比べますと積極的に取り組んでいただけているとは思いますが。従来の枠組みからの中での施策が多いのかなと思いますので、ぜひ来年度以降は、例えばモデル地区をつくって、その中で具体的に外食事業者と協力してもらって、アレルギー対応の推進をしてみるとかということもご検討いただければなというふうに思います。

○岩田会長 はい。ありがとうございます。都のほうも、このようなご提言を検討していただければ幸いです。

○環境保健事業担当課長 今井先生、ありがとうございます。担当のほうにもそういうご



意見があったことをお伝えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○岩田会長 はい。武川委員どうぞ。

○武川委員 失礼します。武川です。ただ今、事務局より、東京都アレルギー疾患対策推進計画の進捗状況について、縷々説明いただきまして、非常に幅広く対応されていることが分かり、東京都のアレルギー疾患対策への熱意を感じました。その説明の中で、今年度から歯科医師が改めて医療連携の中に入ったというお話がありました。具体的に歯科医師に対する医療連携としては、どのようなことを想定しているのか。歯科・口腔外科における口腔アレルギー症候群と、食物アレルギーとは、ちょっと混同されるようなところもありまして、その辺のところは、歯科医の先生方と、また医師の先生方と、それぞれの解釈の違いというようなことも起こりがちだというふうに認識しています。その辺についてはいかがでしょうか。

○岩田会長 お願いいたします。

○環境保健事業担当課長 歯科医師につきまして、今回の国の指針の改定の中で歯科医師というのが追加になっております。東京都のほうでも先ほどご説明したように、医療従事者の研修に歯科医師の方に入らせていただいて、アレルギーについて専門的知識を高めていただきたいということを行っております。

また、歯科衛生士も従事者研修のほうに入らせていただくような形で行っておりますけれども、医療連携といたしましては、先ほど申し上げましたとおり厚生労働省とも意見交換をさせていただく機会がございまして、実際に今、アレルギー法の中に金属アレルギーというような、歯科医師が特に関わっていただきたいような部分が実際には対象にはなっていないということもございまして、この今回、国の指針の中で歯科医師は入れて研修等で人材育成は行うんだけど、実際その医療連携、どうやって連携するのかということについて、東京都から国の担当のほうにも、どのようにするのか検討すべきですし、どのようにするのか教えていただきたいということは申しているんですけども、今現在として、具体的にこういう連携だというのは、ちょっと示してないのが現状でございます。

○岩田会長 末田委員、お手を挙げてらっしゃると思います。どうぞ。

○末田委員 東京都歯科医師会の末田です。昨年からは歯科医師が入り、研修会等もしていただいておりますが、そこでも金属アレルギーへの対応ということを研修して、大分歯科医師の方から反響もありました。やはり臨床の中で常時金属のほうを取り扱っておりますので、アレルギーのことはいろいろ勉強していかなければと思っております。

この中にも歯科治療とアナフィラキシーという題で講演していただいて、ただ、その歯科治療というだけでなく、やはり食物アレルギーやぜん息治療のことなども含めて、これから勉強し、さらにステップアップして行って、そこで地域の医療、歯科治療とそれから連携ということも考えていかなければいけないと思うので、東京都と一緒にやっていかなければいけないとは思っております。今年度は医科歯科大学が拠点病院

から取下げということで、研修回数も1回減っていますが、また歯科の関係のことも引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、議題1はこの辺りで終わりとさせていただきます、議題2、令和5年度アレルギー疾患医療連携事業について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 今年度から取り組んでいるアレルギー疾患医療連携事業について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

本事業は、昨年度実施しましたアレルギー疾患医療連携の具体化に向けた検討の結果をもとに取り組んでおりますので、まず昨年度の具体化に向けた検討についてご説明させていただきます。

都はこれまで医療提供体制整備に係る取組といたしまして、拠点病院、専門病院の指定、各種実態調査、医療従事者の人材育成に取り組んでまいりました。その取組の中で、症状の落ち着いた患者も拠点病院等に通院し続け、拠点病院等が専門医療に専念できない、拠点病院等と地域の医療機関が円滑に連携できるための情報が不足している、連携をコーディネートできる人材等が不足しているなどの課題が明らかになってまいりました。

その課題を解決し、都内全域における医療連携体制を構築するために医療連携の具体化に向けた検討を行いました。検討体制は、拠点病院、専門病院の医師、地域の医療機関の医師、患者団体から計14名の有識者の方にご協力いただきまして、ヒアリングや検討会を実施しております。

2枚目のスライドが検討の結果です。検討の結果、患者や連携先医師が医療機関で対応可能な疾患や検査治療に関する情報を入手できない、医療機関に対する客観的な評価指標がない、診療の標榜科以外で診療所を判断する方法がなく、ガイドラインに沿った診療をしている医療機関が分かる仕組みがない。また、都市部では医師や医療機関が多過ぎて、医師間で顔の見える関係を築くことが難しい、品質の担保された研修を見極めることが難しく医療従事者や患者団体等が参加できる勉強会が少ない、患者のヘルスリテラシーが低いことで、地域の医療機能に過度な負担がかかっている、他院で受けた治療内容が正確に共有されていないといった課題が明らかになりました。

その課題を受けまして、今後必要な取組といたしまして、三つを抽出しております。一つ目がアレルギー診療に係る届出制度の創出、データベースの構築。二つ目、研修の機会の付与。三つ目、アレルギー患者手帳の開発でございます。

次に今年度の取組内容でございます。今年度は、昨年度実施しました具体化に向けた検討の結果を踏まえまして、まず二つの拠点・専門病院、国立成育医療研究センターと昭和大学病院のご協力の下、先行的に事業を実施します。今年度先行実施の実証結果を踏まえた上で、令和6年度以降に全都展開を目指してまいりたいと考えており、具体的な取組内容は大きく三つございます。

(1) アレルギー疾患に関する連携医療機関の登録・データベースの構築でございます

す。これは、都内のアレルギー疾患診療を実施している医療機関に対して、連携医療機関への登録を求めるものでございます。登録の要件といたしましては、医療連携に関する研修への参加を想定しています。対象は都内全域ですが、今年度先行実施にご協力いただく二つの医療機関の周辺にある医療機関にも登録を働きかけていきたいと考えております。

連携医療機関としてご登録いただいた医療機関については、データベースを構築いたしアレルギー情報navi.の中で、条件検索が可能なページを作成し、公表することを考えております。

続きまして、(2)研修の機会付与です。連携医療機関への登録を検討している医療機関に対しまして、症例検討などを通じて、拠点病院との連携手法を実践的に習得する研修を実施する予定でございます。

また、その研修の中で名刺交換や意見交換等の時間を設け、医師同士が顔の見える関係を構築できるような働きかけを行う予定でございます。開催方法は対面及びオンラインのハイブリッド形式を想定しております。

続きまして、(3)アレルギー手帳の開発でございます。こちらは、患者さんがご自身で治療経過や医療機関からの指導状況などを記録できるアレルギー手帳というものを開発する予定でございます。手帳は紙のものとWeb版の2種類の開発を検討しております。同意を得られた患者さんにこの手帳をご案内しまして、その後、医療機関受診の際に活用していただくことを想定しております。

この三つの取組の詳細につきましては、有識者7名からなるワーキンググループで検討しながら進めているところでございます。

次のスライドが全体スケジュールでございます。ワーキンググループは年間4回実施する予定ですが、現在2回まで実施しております。連携医療機関の登録につきましては、登録項目を現在検討しているところでございます。医療連携に関する研修は、11月4日に国立成育医療研究センター、1月20日に昭和大学病院で開催が確定しております。研修の内容については、成育医療研究センター、昭和大学病院、またワーキンググループの中で検討をしているところでございます。

アレルギー手帳につきましては、11月4日の成育医療研究センターでの研修の際に運用を開始できるように、準備している段階でございます。

説明は以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

昨年度から始まった新たな取組を、今年度充実化させようという動きでございます。このことにつきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○今井委員 昭和大学の今井ですけれども、ちょっと概要なので詳細がよく分からないのでコメントに困るんですけれども、ワーキングで議論されるということですのでけれども、最終的な決定というのは、この親会なんですか。それとも、ワーキングで決まって、親会は承認というような感じ、そういった立場ではないのかもしれませんが、この辺

りの決定の流れというのは、非常にこれはすごいとても大事な事業なので、ご教示いただければと思います。

○岩田会長 いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 あくまでも、前回の検討もワーキングで検討して、その内容を報告させていただいて、この委員会でご意見をいただいたという形になりまして、今年度もその委員会の開催回数、次回の委員会は2月頃になる予定でございますけれども、実際にこの事業を先行実施してみて、その内容については、ワーキングの中で検討して、こういう形で拡大するのがいいんじゃないかという形を今回やってみて、形を作ってこの委員会に報告してご意見をいただく、それを受けて東京都がこういう形にしようというふうに決定するという流れになっております。

これで説明になっていますでしょうか。

○今井委員 それこそ、最終的には東京都が決めるということですがけれども、ほぼほぼ出来上がったものをこの委員会で確認する感じなのか、それとも、そうじゃないのか、ワーキングの決定に関して、改めてこの委員会でも検討するのか、そこはいかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 これは、この委員会自体のこれまでの計画の策定の際もそうでしたけれども、実際にワーキングである程度の形を作って、ワーキングで今年度行って、こういうふうに決めましたというのをこの委員会で報告をして、ご意見をいただいて、それを将来的にもそうだと私は思っているんですけども、この委員会でそれぞれの事業、この連携事業だけじゃなくて、全てに対してご意見をいただいて、それを受けた形で東京都の方針に生かしていくという形になりますので、今回の連携事業につきましても、そのワーキングのほうで検討いただいて、決定いただいて、実施した内容を次回の委員会で報告させていただくと、それについてご意見をいただくという形を考えております。

○今井委員 分かりました。ありがとうございます。

○岩田会長 特に、今年度は二つの病院を主体として、連携事業を実際に行ってみて、それがどう大きく膨らんでいくのかという、かなり大事な年であるというふうに思っております。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次に参ります。議題の(3)でございます。「東京都アレルギー疾患医療拠点病院等の公募について」事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 アレルギー疾患医療拠点病院等の公募につきまして、資料4をご覧ください。平成30年度に初めて拠点専門病院を指定してから5年が経過いたしまして、今年度末で指定期間の満了を迎えるため、令和6年2月末の指定に向けて、公募を実施する予定でございます。公募に当たりまして、「東京都アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱」及び「東京都アレルギー疾患医療拠点病院等選定要領」を改正する予定です。参考資料の3と4をご参照いただければと思います。

要綱・要領の改正の方針案といたしまして、大きく三つございます。

一つ目ですが、議題の2でもご説明いたしました、医療連携事業に関する内容を要綱及び要領に追加することを考えております。具体的には、連携医療機関の登録、医療連携研修への協力、健康等情報ツールの活用・利活用推奨といった内容でございます。

また、拠点病院の指定要件といたしまして、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会、これは今まで都が開催しているものでございますが、この会議を拠点病院が運営することを追加したいと考えております。これまで都が開催していましたが、医療提供体制に関して、拠点病院・専門病院がより積極的にご議論いただきたいという趣旨でこちらを追加する予定でございます。

また、二つ目といたしまして、専門治療等提供要件、これは参考資料4の別表1に当たりますが、この一部を変更することを考えております。参考資料4の5ページの別表1の「皮膚科系」の部分に、JAK阻害薬の内服による治療を追加、また「耳鼻咽喉科系」に生物学的製剤を用いた治療を追加することを考えております。

三つ目ですが、同じく選定要領、参考資料4の6ページ別表2については変更しない方向で考えております。この理由としては、5年前の初回指定時同様に皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科のアレルギー学会認定指導医が少ない状況が現在も継続していることと、拠点病院、専門病院の指定を目指して、数年かけてこの要件に合致するように、医師の配置等を調整している医療機関が複数ございますので、別表2の要件につきましては変更しないという方針を考えております。

続きまして、2枚目のスライドでございます。

今申し上げました、医療提供体制整備等実施要綱の改正案でございます。アレルギー疾患医療に関する連携医療機関の登録を追加しまして、拠点病院、専門病院、その他の医療機関それぞれの役割に医療連携に関する要素を追加する予定でございます。次のスライドが拠点病院と選定要領の改正案でございます。先ほども申し上げましたが、指定要件の一つに医療連携の促進を追加することと、拠点病院におきましては、拠点病院等連絡会の運営が可能であることを盛り込む予定です。また、先ほど申し上げた別表1の皮膚科系と耳鼻咽喉科系の部分を変更する予定でございます。

次のスライドが公募スケジュールでございます。本日のこの委員会の後、要綱、要領を改正する手続に入りまして、秋以降に公募の説明会を実施した上で、公募を開始する予定でございます。その後、1月頃に第2回の検討部会を開催いたしまして、公募状況、選定案などをお示しし、最終的に2月末頃に指定できればと考えております。

最後のスライドになりますが、こちらは5年前に決定した拠点病院専門の病院の一覧でございます。

先にもお話が出ておりましたが、東京医科歯科大学病院が拠点病院の指定を取り消しております。また、専門病院のうち、同愛記念病院につきましては、内科の部分の指定が取消しとなっており、現在は小児科のみの指定となっております。

説明は以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

丸5年がたって、新たに拠点病院、専門病院を公募するという、かなり大事な事柄でございます。今の事務局のご説明に対しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 昭和大学の今井ですけれども、改正の内容に関しましては承知いたしましたけれども、既に決まっているところというのは、更新ということをしていくんでしょうか。ちょっと別の観点の質問になりますけれども、その都度5年置きに更新をして、条件が合致しなければ、専門とか拠点病院というのから今回の医科歯科がどういう経緯なのかは存じ上げませんけれども、ということなんでしょうか。

○岩田会長 いかがでしょう。

○環境保健事業担当課長 更新ということではなくて、再募集ということで、また全て拠点、専門に皆さんに応募していただくということで、前回もそうでしたけれども、拠点に応募する場合については、拠点と専門それぞれの応募という形になるんですけれども、更新という形ではなくて、我々の意志的には再募集ということになっております。

○今井委員 一度5年ごとにリセットがかかるということですか。

○環境保健事業担当課長 我々の考えとしては、そう考えております。

○今井委員 分かりました。ありがとうございます。

○岩田会長 武川委員どうぞ。

○武川委員 東京医科歯科大学病院が拠点病院から抜けるというのは、自主的に抜けるということでしょうか。拠点病院から専門病院に移るということではないのですか。全く拠点病院にも、専門病院にも入らないということなのでしょうか。それが一つと。

もう一つは、今般の基本指針改正により、歯科医師がアレルギー疾患の医療提供体制の一員として認められ、アレルギー疾患の予防や診断、治療、啓発などに関する知識や技能の向上に努める事が期待されています。また患者にとっても歯科医師がアレルギー疾患患者に対して適切な診断や治療を行ってくれることを望んでいます。要するに拠点病院としての歯科領域を、国はどう考えているのか、知っていましたら教えていただきたいのです。

○岩田会長 事務局のほうからお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 ご質問ありがとうございます。

我々の制度としましては、あくまでも拠点と専門という、それぞれ別々になっております。5年に1回募集をするということになっておりますので、拠点と専門はまた全く別ということで、拠点じゃなければ専門に落ちるということはありません。ですから拠点から要件が外れたらその要件に合わせるか、取り下げてくださいかという形になってしまうというのが、今の制度となっております。

また、二つ目のご質問の歯科についてでございますけれども、これも先ほど若干ご説明いたしましたが、歯科が指針のほうに入った中で、国拠点病院という中で歯科を今後どう捉えていくのか、歯科領域について、都道府県拠点病院としてどういうふうに捉えていけばいいのかというのは、今相談をしているところではございますけれども、今明確にそこ

がなっていないという、残念ながら歯科については都道県拠点病院、我々の中での拠点病院がそれに当たるわけですけれども、どのように取り扱っていいかというのは今のところ明確になっていない中で、現状としては歯科の領域として、残念ながら東京都として今回の募集の中で領域として追加するのが難しいというのが、我々の判断でございます。

○武川委員 ありがとうございます。

○岩田会長 現状のご説明ということで、そういうものかという解釈であろうと思いますが、それ以外のご意見、ご質問いかがでしょう。

よろしいですか。

○環境保健事業担当課長 すみません、事務局から1点。

○岩田会長 どうぞ。

○環境保健事業担当課長 委員の先生に直接、ふだんのこういう会議ではこういうことはあまりないんですけれども、今回皮膚科でJAK阻害薬の内服による治療というのを、ステロイド内服及びJAK阻害薬内服による治療という形で、今回新たに追加させていただくということで、文章としては3ページが分かりやすいですかね、3ページの資料を出していただきたいんですが、そこに文章としては、「重症なアトピー性皮膚炎に対するシクロスポリン内服、ステロイド内服及び、JAK阻害薬内服による治療」という形で加えさせていただくということで、実際に専門の石氏先生、ご意見等あればご発言いただければと思うんですけれども。

○石氏委員 ありがとうございます。皮膚科でJAK阻害薬、世界に先駆けて3剤使えるようになってきていまして、副作用の問題はありますけれども、一般的に使われておりますので、ここに記載されることは問題ないですし、むしろ推奨されることだと思います。

○岩田会長 専門的なお立場からのご発言、ありがとうございます。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

○石氏委員 あと、皮膚科領域でも、デュピクセントとネモリズマブとあって、生物学的製剤も用いておりますので、それもここに記載をされてもよろしいかもしれないです。

○岩田会長 これは既にごございますので。

○石氏委員 そうですね。ありがとうございます。それで、大丈夫です。

○岩田会長 よろしいですね。私が先走りました。

今、画面に出ているとおりでございます。よろしいでしょうか。

では、最後に全体を通してご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。武川委員どうぞ。

○武川委員 最後に一言、先ほど東京都は今後必要な取組として、三つを抽出し3つ目がアレルギー手帳の開発との発言がありました。患者が自分で治療経過や医療機関からの指導状況などを記録できるアレルギー日記というものを検討していただいているということで非常に有り難いです。私たち患者・患児・家族にとって、アレルギー日記は患者、個人だけの日記ではなくて、先日の日経新聞にも出ていましたが、両親学級や母子手帳や、はたまた祖父母日記などで家族みんなが情報共有することにより、医療の安心、安全につな

がると思います。診ていただくお医者さんへも、伝え忘れがない、患者・患児にこういったことがあったということがきちんと伝えることができます。最近は親が子供を見ていなくて、祖父母が見ている方も多いと聞いています。そうしますと、どうしても伝えるべき大事な情報が漏れたりすることがあります。ご診察いただく先生方と患者家族との情報共有、即ちコミュニケーションに関して、すごい力になります。これがうまく進められたら画期的だと思います。その際には、国の方針でも、医療のDX化を推進していますが、私どもシニアは、どうしても物忘れや認知症とかが日々進んだりしますと、今まで覚えてきたことを忘れてしまう、また聞かれてもなかなか言うことができなかつたりするというようなことを考えますと、持ち運ぶ際の荷物にならず、情報の共有化が容易く、効率化にもなるなどを考えた場合に、やはり紙ベースも大事ですが、紙ベースと合わせてDX化も明記し、きちんと考慮しながら進めていただければ、いわゆるワイズスペンディングの医療というものにもつながるのではないかと思います。患者自身もそれによって、自分に何をもらすのか、自分がどうしたらよくなるのかというための勉強にもつながりますし、家族との共有の会話にもなりますし、主治医とのコミュニケーションも高まると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。アレルギー手帳も非常に新しい試みで、DXのことについてもちょっと言及されたかと思いますが、何か付け加えることはございますか。

横山委員。

○横山委員 ありがとうございます。東京都看護協会の横山でございます。

今お話があったので、思い出したんですけれども、私、同居している妊婦がおりまして、その子に聞きますと、母子手帳と一緒に啓発資料を配布してもらおうというふうにしてあったんですけれども、持っていないんです。今年妊娠して、今年妊婦手帳をもらったんですけれども、持っていなかったというのが確認できましたので、多分漏れているところもあるようなので、ぜひ徹底していただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。先ほどの手帳については、何か事務局のほうから追加説明ありますか。

○環境保健事業担当課長 アレルギー手帳をこれから作るものについて、武川委員、ご意見ありがとうございます。また、母子手帳と一緒にシールを配るということでございますけれども、昨年度の秋以降ですかね、実際に窓口をお願いしているんですけれども、実際には漏れているところもあるかと思っておりますので、今年度も各窓口をお願いする、前回、期日の関係で、ほかにいろんな資料が母子手帳と一緒に配られるんですけれども、その資料をまとめて送るときと、若干時期がずれてしまったというのが内状的にはそういうこともございまして、今回は、ほかのいろんな資料と合わせて区市町村に送れるように時期を合わせますので、もしかすると後から送ったので入れ忘れというものがあったのかもしれないのですが、今回、ほかの資料とも一緒に渡せるように、期日も合わせてやりたいと思っ



ていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩田会長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

小浦委員、どうぞ。

○小浦委員 すみません、だんだん時間が迫ってきたところで、先ほどちょっと言いそびれましたので、簡単にお伝えしたいと思います。

施策の4番の最初のところなんですけど、6ページにあります、飲食店における利用者へのアレルギーに関する適切な情報提供というところでした、毎年本当に飲食店に向けても講習をやっていらっしゃると思いますので、お店のほうも助かっていると思うんですけども、お店でもどういうふうアレルギーの表示をしたらいいかというのを大変悩んでいる店もまだまだあると思うんですね。こういったコミュニケーションツールも役に立っていると思いますけれども、消費者庁のほうでも今年の3月のところでお客さんとのコミュニケーションで困ったことはありませんかというリーフレットを作っているということを知りました。ですので、また、コミュニケーションツールの改定ということもありますので、少しそちらのほうも付け加えられるような内容があれば、少し勘案しながら改訂もしていただくと、飲食店のほうも助かるのではないかなというふうに思っています。

また、直接少し先行して好事例なども取り組んでいるところと一緒にあって対話形式の講習会みたいなものも開催されると、さらに効率的ではないかなというふうに思ったものですから、発言させていただきました。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局からは何かございますか。

○環境保健事業担当課長 ご意見ありがとうございます。消費者庁のパンフレットも東京都のほうから各保健所に配布をしているところがございますけれども、今お話のあったパンフレットの内容であるとか、後は講習会の方法であるとか、それについても担当のほうにご意見があったことをお伝えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○小浦委員 よろしくお願ひいたします。

○岩田会長 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ活発なご意見、ご質問ありがとうございました。

進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○環境保健事業担当課長 岩田会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日貴重なご意見、多数いただきましてありがとうございました。いただいたご意見を基に、都のアレルギー疾患対策を推進してまいります。どうぞ、引き続きご支援、ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

第2回の委員会につきましてですが、令和6年2月頃を予定しております。また時期

が近づいてまいりましたら、日程調整のご連絡を差し上げます。また、事務連絡でございますが、冒頭でも会長より確認がありましたとおり、本日の議事録は公開となります。後日改めて委員の皆様へ本日の議事録をご確認いただき、その後ホームページで公表させていただきます。お手数をおかけいたしますが、確認の程、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、東京都アレルギー疾患対策検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(午後 8時20分 閉会)